

SBI アーキオリティ株式会社

確認検査出張料金規程

(趣旨)

第1条

この規程は、別に定める「SBI アーキオリティ株式会社確認検査手数料規程」の規定に基づき、SBI アーキオリティ株式会社が実施する確認検査業務に関わる出張料金について、必要な事項を定める。

(出張料金の算定方法)

第2条

1. 出張料金は、最も経済的な通常の経路および方法により算出した交通費に日当等を加味し、事業所からの距離又は利便性に応じて定める。
2. 業務上の必要または、天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路および方法によって出張し難い場合には、前項の他、その現にとる経路および方法によって算出した交通費を加味することができる。
3. 検査日程を勘案、業務上の必要または、天災その他やむを得ない事情により、宿泊を要する場合は、別途宿泊料金を加算する。

(出張料金の算出根拠)

第3条

出張料金は、別表の通りとする。

なお、別表の出張料金は、確認検査員または、確認検査補助員等の一名分に相当し、業務上の必要により、各料金を必要人員数で乗ずることとする。

(出張料金の見直しと改定)

第4条

前条の出張料金は、適宜見直しを行い改定することができる。

(附則)

この規程は、平成27年1月13日より施行する。

平成20年2月29日制定

平成21年6月18日改定

平成24年6月25日改定

平成27年1月13日改定

別表

単位 (円)

東京都	23 区内、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小平市	—
	小金井市、日野市	5,000
	国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、稲城市、西東京市	9,000
	八王子市、立川市、町田市、東村山市、東大和市、清瀬市、多摩市	10,000
	昭島市、武蔵村山市	13,000
	福生市、羽村市	15,000
	瑞穂町	20,000
	日の出町	25,000
	青梅市、あきる野市、檜原村、奥多摩町	30,000
宮城県	仙台市	40,000
福島県		50,000
茨城県	守谷市	10,000
	取手市、牛久市	13,000
	つくば市、つくばみらい市	15,000
	土浦市	20,000
	龍ヶ崎市、阿見町、河内町、利根町	25,000
	水戸市	30,000
	上記以外	40,000
栃木県		40,000
群馬県		40,000
埼玉県	さいたま市、川口市、草加市、蕨市、朝霞市、志木市、和光市、八潮市、ふじみ野市	5,000
	所沢市、戸田市	9,000
	川越市、越谷市、新座市、富士見市、三郷市、三芳町	10,000
	狭山市、入間市	13,000
	上記以外	30,000

千葉県	市川市、船橋市、松戸市、浦安市	5,000
	鎌ヶ谷市	9,000
	千葉市、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市	10,000
	野田市、流山市	13,000
	佐倉市	15,000
	上記以外	30,000
神奈川県	川崎市	5,000
	横浜市	9,000
	大和市	10,000
	藤沢市、厚木市、海老名市、座間市	13,000
	相模原市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、綾瀬市、葉山町	15,000
	横須賀市、平塚市、伊勢原市、大磯町、二宮町	20,000
	中井町、愛川町、清川村	25,000
	上記以外	30,000
山梨県	甲府市	30,000
長野県	長野市	40,000
静岡県		40,000
愛知県	名古屋市	40,000
	上記以外	50,000
その他		
	宿泊料金（1泊）	10,000
	島しょ部の場合	上記の表によらず、別途見積